



路 政 僧

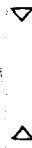
時 評

△ ▽
 帝國議會二十三日を以て招集さる、
 是より政界の鬭争期、互に死力を盡し
 て鬭ふが可い、併し議會の解散は最早
 や回避するを不許、解散、固より議員
 乃至既成政黨に採つては苦痛に違いな
 い、併し立憲政治が民衆政治である以

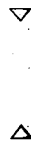
上小數者の政治は許されない筈、第二
 黨たる民政黨が内閣を組織し、偽造に
 もせよ不自然にせよ兎に角多數を擁す
 る政友會が野に在るのは事實、此事實
 を無視せざる限り、現内閣は立憲政治
 の原則に従つて當然解散を斷行するの
 責を有すべし、萬が一にも此見易きの
 理論を履き違えて因循なる考察に終始

せば、金解禁に依る現内閣の功勞も消
 煙化し、暴政を敢てした政友會内閣に
 對すると同様、國民の怨府と爲るべき
 は必定、一部權力者の誘惑に陥る勿れ。
 多衆國民の信頼する我が黨、常に朝
 野兩黨が國民に呼びかける言葉、併し
 夫れは、政黨の持する政策を謳歌し追
 從する國民の頭數に依つて始めて判る
 問題、従つて其の政策の聲明は政黨の
 生命、從來の如き出鱈目の實行力なき
 聲明には國民は飽いた、之に拘束力を
 附せしむるには法定された議場に於て
 聲明せしむるに在る、故に兩黨が議場
 に於て論争した後に於て解散を斷行す
 べきもの、解散の時期を誤る勿れ。
 解散、吾等は之に依つて新興勢力者
 を議會に送り、腐敗墮落せる既成政黨

を崩壊せしむるに在る、之が國民の解散を要求する理由。



海軍々備制限會議、軍備の制限、人道上果た國際平和上當然のこと、併し夫れが四世紀前の輿論でありながら、いまに實行を見ざる所に各國家の自衛と言ふ惱がある、自衛常に禍根の種、之が國民に過大なる軍費を負擔せしむるの因、今回も亦英米兩國の協定は夫れを物語るもの、我も亦之に對抗するより外は無い、世界永遠の平和や、國民軍費の負擔は、いつの世に維持され免除さるべきか測難知、今は財政的に解決すべき秋、財政家若槻氏の成效を祈つて不已。



醜穢な瀆職事件、日を逐ふて摘發され、既成政黨の何れもが大小輕重の差こそあれ之に關係せざる無きの狀、立憲治下に百鬼横行するの感、之が國民道徳乃至は思想に及ぼす影響を稽ふるのとき、轉た政黨亡國の念を深からしむ、國民の師表と爲るべき前閣僚やら現閣僚、殊に一國文教の首腦者たる文相までが、所謂匹夫匹婦にも劣るべき醜惡行爲の嫌疑を受くるが如きは、國民道徳上座視する能はざるところ、上流者の犯罪と下級者の犯罪、國家の刑事政策は平等の筈、之を如何に措置すべきかは國民思想に影響する頗る大。

は檢事の責、我國でも檢事は獨立の筈であつた、政黨者流の甘言や壓迫に依つて獨立を毀損さるれば、世は暗黒の巷と化す、興えられたる獨立の權能に立脚して正義の劍を徹底的に揮ふが可い、夢、其の任務を怠る勿れ。
政治を最高の道徳とし政界淨化の爲に、綱紀の肅正を看板とした濱口内閣氣の毒にも其の膝下から容疑者を出したこと、文相推薦の責を不免、假令金解禁の善政を布いたにしても、夫れに依つて其の責が除却輕減さるゝものではない、併し之を倒閣の理由と爲す如きは吾れ之を排し、同罪者政友會の首動を戒む。
醜惡事件の原因を政黨々費の問題に求む、成る程、政治的地位を維持する

が爲には金が要る、此窮地を切抜けんが爲の瀆職、假令私腹を肥さんが爲で無かつたにしても、矢張り政治上に於ける自己私慾を充さんが爲の犯罪、公務の執行を條件として第三者たる政黨に金品の贈與を契約するのも矢張り瀆職罪であつた筈、假令無條件と言つても此世智辛き世に無策の政黨に數萬金を寄進する白痴者はない、そこに犯罪要素が秘存する、吾人は之に同情するの勇氣と理由はない、夫れに之を政黨の罪に歸するのは早計、併し政黨生活の窮乏に動機したとせば、之に機會して政黨を法人化し黨費の公開を強制するの亦妙、之を實現し得ば此大不祥事も或は轉じて福とならん、既成政黨の首領に反省を求むるや切。

瀆職事件絶滅策として、官廳の許可認可制度の不要を叫ぶ者すらある、併し越鐵や水電事業を自由主義の下に放任せば、或は政府萬能の弊は除却されん、併し夫れに伴つて國民生活の不安を招くや知るべき而已、卿等の憂ふる資本家の跋扈も亦激甚を極むるや必然瀆職のこと唯だ公務を執行する人の如何に在る、人を責めずして制度を責む、願て他を言ふが如きの類、吾れ之に不贊。

瀆職罪の對照物、利權、夫れを封ずるの策として諮問機關の設置強調さる言ふを已めよ、政府の制肘を受けぬ獨立機關を設けても、夫れを構成する議員乃至は公務員が、議會に於ける特別委員と同じやう職務を演すべきは當然

唯だ各省長官に屋上屋を架するの類、吾れ之にも亦不贊。

瀆の眞砂と盜賊とが絶えぬとすれば、瀆職の罪を撲滅するのは夫れ不可能事か。

吾人は政治家が各省に長官たる現制度の下に於ても亦之を可能事とす、夫れには事務官の地位を法に依つて保護することに在る、換言すれば行政事務に關しては政務官をして事務官を制肘せしめざるに在る、見給へ、瀆職の關係應鐵道省の遣り方を、事務官が其の地位を維持する爲に政務官に阿諛し、夫れに附け込んで政務官が事務官を、願使した結果なることを、事務官が事務的見地に於て意見を確定進言せざりし罪、夫れは許すべきに非ずとしても、

身上の保護ありしならむには、事茲に出でざりしなるべく、是を想ふとき、政界の淨化に先つて事務官保護の法を制定すること、瀆職罪を減少せしむるの捷徑。



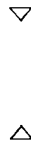
鐵道省、自動車網を設定し、之に自ら自動車營業を經營して鐵道の建設に代らしめ鐵道の營養に資すと、併し之に依つて既定鐵道敷設の方針を變更するものでは無いと言ふ。そこに交通政策上の矛盾を藏し、地方民を操縦せむとする魂膽が在る、江木鐵相をして政治的に之を計畫せしめたる鐵道官吏の鐵道政策に對する能力を疑ふ、蓋し鐵道と自動車、互に交通上擔任すべきの

分野がある筈、夫れを混交して鐵道敷設の代用と言ふが如きは無智。

鐵道の建設豫算を縮少し、夫れに依つて自動車運送の經營、緊縮内閣、生きむが爲の惱としても、建設を手控え建設線以下の價值ある地方の交通に手を染むる如きは事の緩急を誤るもの、更に夫れが民營事業を壓迫するに至るは必然、國有鐵道民營論の起らむとするの秋、之を策せしめたるを無智と評する所以、噫、鐵道に人なきか。

自動車の國營、路上交通の國家獨占を策するもの、運送競争を以て本態とする路上交通の獨占、道路運送を鐵道の經營に任ずるに等し、之に依つて地方廳が道路の改良を疎すべきは當然、尙夫れでも路政に力むと言ふか、内務當

局の反省を求むるや切。



今、開かれつゝある府縣會、昭和四年度豫算の制限實行に就き論戰す、蓋し當然事、地方自治を尊重すと言ひながら、官憲を以て之に干涉する、自治權の破壊と可言、府縣に半官的自治制の適せざるを物語るもの、之に動機して府縣制の改正を策し、地方長官の公選にまで進め、夫れが府縣會の騷擾を絶つての因。

見給へ、起債の制限にしても府縣財政の能力を標準とせず、唯だ事業の緩急一點張りて拘束せむとす、今の世に不要の事業を起すやうな地方は無い、是も自治權無視。